次

目

則

規

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の 一部を改正する規則

(保

健

医

療

課)

九七

市

町

村

課

九~

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改

正する規則

告 示

指定納付受託者の名称等の変更の届出

保安林の解除をしようとする旨の通知

各務原都市計画道路事業の事業計画の変更認可

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

保安林の指定の解除 公

示

道路の供用開始 道路の区域変更

岐

指定納付受託者の名称等の変更の届出

道 **森** 林保全課)

一路維 持 課) 9

9

整 備課) -9 五

都

市 - 0 五

(岐阜農林事務所)

地 整 備課) _ 덪

出

一納管

理

課

-0 六

岐阜県規則第十一号

令

第

兀 百 七 +

六

号

和 六 年 Ξ 月 + 五

日

金曜日

則

規

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第十号

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則 (昭和四十一年岐阜県規則第三十八号) の一部を次

のように改正する。

(デジタル戦略推進課) 一〇二

(地域福祉課)

0

(子ども家庭課) 一〇二

第十三条中「実地に」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

に公布する。 岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここ

令和六年三月十五日

岐阜県知事

古 田

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

九十四号の五)の一部を次のように改正する。 岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年岐阜県規則第

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

令和六年三月十五日

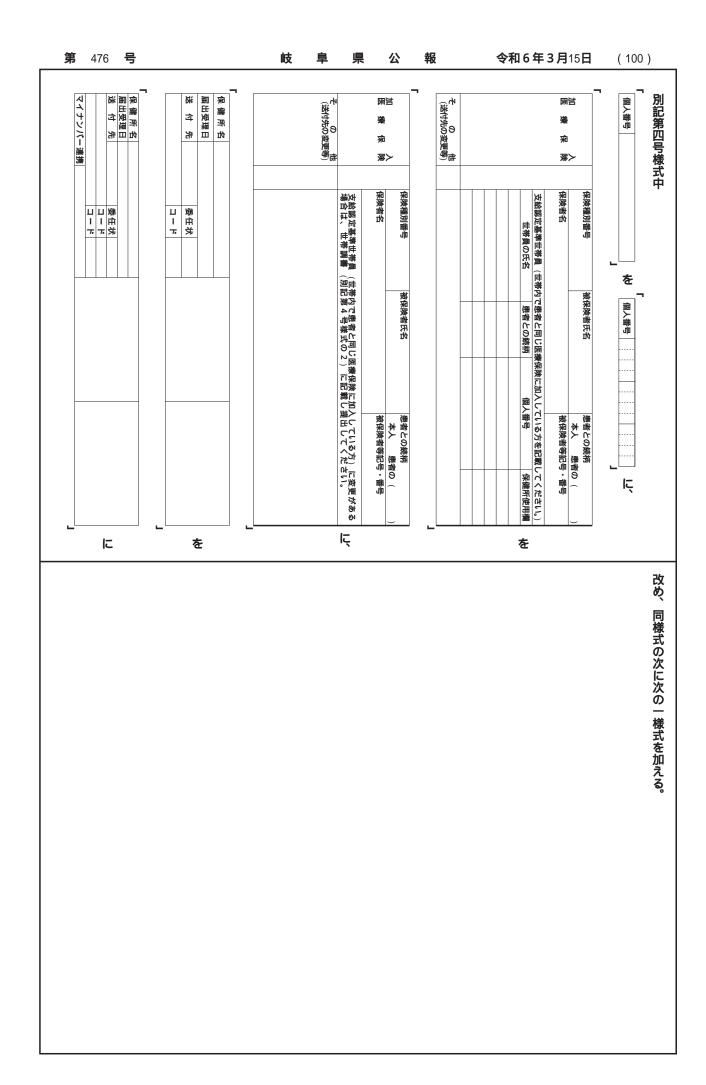
第2号様式の2 (第3条関係)

世帯調書

※個人番号の利用による提出書類の省略を希望しない場合は、以下の「個人番号」欄には記載しないでください。

T 10	/± k±	1月1日時点の	保健所使用欄(記載しないでください。)
氏名	続柄	住民票の市町村	患者の収入の額又は市町村民税所得割の額
フリガナ			□収入額
氏名	本人		□所得割額 円
フリガナ			
氏名			□収入額
生年月日: 年 月 個人番号 □提供済み(既に提供済みの場合は下記に記載不要) 個人番号 □			□所得割額 円
フリガナ			
氏名			□収入額
生年月日: 年 月 日 個人番号 □提供済み(既に提供済みの場合は下記に記載不要)			□所得割額 円
回人番号 □佐快併み (既に佐快併みの場合は下記に記載小安) 個人番号			
フリガナ			
氏名			□収入額
生年月日: 年 月 日			□所得割額 円
個人番号 □提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号			
氏名			□収入額
生年月日: 年月日 個人番号 □提供済み(既に提供済みの場合は下記に記載不要)			□所得割額 円
回入首ラ □ルド(月の しんし)上ド(月の) 分 □ は □ にに 市 収 下安) 個人番号			
フリガナ			
氏名			□収入額
生年月日: 年 月 日			□所得割額 円
個人番号 □提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要) 個人番号			
INV. III V			

備考 「1月1日時点の住民票の市町村」は、1月~6月に申請する場合は前年1月1日時点、7月~12月に申請する場合は本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。ただし、更新申請の場合は、申請日にかかわらず、本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。



第4号様式の2 (第6条関係)

世帯調書

※個人番号の利用による提出書類の省略を希望しない場合は、以下の「個人番号」欄には記載しないでください。

T 4:		/-t-t-r*	1月1日時点の	保健所使用欄(記載し	ないでください。)
氏名		続柄	住民票の市町村	患者の収入の額又は市場	町村民税所得割の額
フリガナ				□収入額	
氏名		本人		□所得割額	円
フリガナ					
氏名				□収入額	
生年月日: 年 月 日				□所得割額	円
個人番号 □提供済み(既に提供済みの場合は下記に記	載不要)			C/// N HARR	1.3
個人番号					
フリガナ					
氏名				□収入額	
生年月日: 年 月 日				□所得割額	円
個人番号 □提供済み (既に提供済みの場合は下記に記	載不要)			C/// N HARR	1.3
個人番号					
フリガナ					
氏名				□収入額	
生年月日: 年 月 日				□所得割額	円
個人番号 □提供済み (既に提供済みの場合は下記に記	載不要)				1.1
個人番号					
フリガナ					
氏名				□収入額	
生年月日: 年 月 日				□所得割額	円
個人番号 □提供済み (既に提供済みの場合は下記に記	載不要)			口別特別領	П
個人番号					
フリガナ					
氏名				□収入額	
生年月日: 年 月 日				□所得割額	円
個人番号 □提供済み (既に提供済みの場合は下記に記	載不要)			- Wild Harks	1.4
個人番号					

備考 「1月1日時点の住民票の市町村」は、1月~6月に申請する場合は前年1月1日時点、7月~12月に申請する場合は本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。ただし、更新申請の場合は、申請日にかかわらず、本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。

古

田

「別記第十二号様

岐阜県知事

古

田

〇八番一地先から中津川市神坂字寺洞一

四四

前 B

=

七番一一地先まで

四

Α

二丁 二丁 三

<u>#</u>

〇八番五地先から中津川市神坂字寺洞一

県道

南中 木津川 線

〇八番五地先から中津川市神坂字寺洞一四

七番一一地先まで

四

Α

끋

四同

|九番||五地先まで | 市同 字向小森

一七番一〇地先から中津川市神坂字寺洞

四四

C

= 三 子 七

崇

| 七番一〇地先まで|| 市同 字同 一四

岐阜県告示第百二十六号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

第

岐阜県知事

古

田

476

令和六年三月十五日

号

より、

バンクから変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の指定納付受託者である株式会社トラスト

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

			類の追
			路線名
中津川市神坂字寺洞一四	〇八番一地先まで 一四	三四番一地先から中津川市神坂字寺洞二〇	区間
	後	前	別前変区 後更域
	一节	二 元 季 三	ル (メ ト 幅
	五 0 三	五 0 三	ル (メート ト長
う分 を い	地すに係 のる表図 区敷示面	系DCA 図は及 I関びB	備考

類の道

岐	阜	県	公	報		令和 6	年3月	15日	(10	4)
次	岐									
道路法	早 県 告									
に変更した! (昭和二十	岐阜県告示第百二十七号									
次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	七号		八四番一地先まで 一 市同 字小森一九	四二九番一五地先から中津川市神坂字向小森	四二九番一五地先まで同 市同 字向小森	一七番一〇地先から中津川市神坂字寺洞一	四二九番一五地先まで同 市同 字向小森	一七番一〇地先から中津川市神坂字寺洞	一七番一〇地先まで同 市同 字同	〇八番一地先から中津川市神坂字寺洞
号) 第十			森力	か小ら森一	ま小で森	5 5 三 四	ま小で森一	5 5 四 四	で 一 四	洞四
八条第			後	前	ı	D		C	发	В
一項の規定			ポープ デ 五	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	≓	- - -	- *	葉 :了		<u>=</u>
			三三十二	三四八・二	2	六 六 七	<u>:</u> I	三 5 5 5	=======================================	
道路の区域を										
~										

県道

清古

見川線

一一一番一地先から 飛驒市古川町平岩字石休

Α

示 聖 六

一〇七番三地先から飛驒市古川町平岩字石休

В

111-0

一二番地先まで 市同 町同 字同

一〇九番一地先まで同 市同 町同 字同

前

一〇七番三

三地先まで 町同 字石休

後

示 三**デ**

う分地す をのる い区敷

及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路

路 線 名

 $\overline{\mathbf{X}}$

閰

別前変区 後更域

員敷 地 の幅 ル(メート

延

長

ダート

備 考

一七八番二地先から飛驒市古川町平岩字森脇

前

三 三 デ 丸

二季八

に係 B A 表図は及 示面関び

岐阜県告示第百二十八号

一一二番地先まで同 市同 町同 字同

後 B

章 令 0

‡• 0

一〇七番三地先から飛驒市古川町平岩字石休

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

国一 道般	類の道 種路
三三 号百 六 十	路線
六十	名名
五七〇番一地先まで四八九番五地先から上岐市鶴里町柿野字入海道一土岐市鶴里町柿野字入海道	区間
二0六·九	ル (延) メー ト長
令 ・和 三 三	の 期 日
듩平₁平 <u>一成</u> □ 成 三	ほ示変決(備か年更定区) 月の又域 日告はの考

施行者の名称

各務原市

都市計画事業の種類及び名称

令和二年岐阜県告示第二百二十三号

各務原都市計画道路事業 三・三・一三号日

第

岐阜県告示第百二十九号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

	I
県道	類の道 種路
付越	路
知原線	線 名
一五三一番五地先まで 同 郡同 村同 字同地一五三三番二地先から 地で表示のでする。 一五三一番五地先から	区間
101:	ル (延) メ ー ト長
令 ・和 三 三	の期日
⇒ 令 ・和 ・デ	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

岐阜県告示第百三十号

計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同 法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、各務原都市

令和六年三月十五日

岐阜県知事

古 田

野岩地大野線

事業施行期間

令和二年五月二十九日から

事業地 令和九年三月三十一日まで

四

使用の部分 なし 収用の部分 令和二年岐阜県告示第二百二十三号の事業地のうち那加岩地町一丁目: 那加土山町二丁目及び那加山後町一丁目地内において事業地を変更する。

岐阜県告示第百三十一号

のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三 条第一項の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

解除に係る保安林の所在場所

= 保安林として指定された目的 山県市大字小倉字富山沖六一八の二五

公衆の保健

Ξ 解除の理由

指定理由の消滅

公

示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、 同条第四項におい

て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田

惣平衛地区	施行に係る地区名
	–
中	縦
津	==
Л	覧
市	場
役	
所	所
同令和	縦
· ·	覧
四三	期
五五 まか でら	間

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し 次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項におい を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、

令和六年三月十五日

岐阜県知事

古 田

行に係る地区名 田 第 1 地 X 中 縦 津 覧 Ш 市 場 役 所 所 同令 和 縦 覧 四・一五まで 期 閰

石

施

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写し 次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項におい 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、

令和六年三月十五日

を次のとおり縦覧に供する。

第

古 田

岐阜県知事

施行に係る地区名
縦
覧
場
所
縦
覧
覧期

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

五第二項 (同令第百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。) 及び地方公 十七条の十一第二項の規定により、令和六年度の一般競争入札又は指名競争入札(以下 共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十 |号) 第四条の規定により公示します。 「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七条の 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項及び第百六

令和六年三月十五日

調達をする物品等又は特定役務の種類

電子計算機器類

被服類 自動車類

燃料

電力

事務用品類

家具類

凍結防止剤

交通信号灯器 医薬品・医薬用品類

建設工事

その他の陸上運送サービス

電気通信サービス

岐阜県知事 古 田 岐

電子計算機サービス及び関連のサービス

16 金属製品、機械及び機器の修理のサービス

汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

その他

加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていることとします。 より定める競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「資格」という。) は、入札参 地方自治法施行令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に

Ξ 名簿への登載

要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。 第百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の 名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則 (昭和三十二年岐阜県規則第十九号)

- 「徴収猶予に係るものを除く。) がないこと。 (証紙に代えて現金で納付される県税を含む。) を除く。) について未納の徴収金 県税 (個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税
- 2 を有する者の場合に限る。)。 建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあっては、県内に主たる事業所 いこと (建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、 消費税及び地方消費税について未納の税額(徴収猶予に係るものを除く。)がな
- 3 のを含む。) があった者にあっては、同法第百九十九条第一項又は第二百条第一項 ることとされる更生事件に係るものを含む。) を受けていること。 の規定による更生計画認可の決定(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条の更生手続開始の申立て (同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るも
- てがあった者にあっては、同法第百七十四条第一項又は第百七十四条の二第一項の 規定による再生計画認可の決定を受けていること。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第二十一条の再生手続開始の申立
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあっては、次の①及び②の要件を満たすこと。

(107)

十九年法律第百十五号) 第二十七条及び雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六 (大正十一年法律第七十号) 第四十八条、厚生年金保険法 (昭和二

- ていること 号) 第七条の各規定による届出 (当該届出を行う義務がない者を除く。) を行っ
- 同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けるとともに、
- 測量の請負にあっては、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第五十五条第 項の登録を受けていること。
- 七百十八号) 第二条第一項の登録を受けていること。 地質調査の請負にあっては、地質調査業者登録規程 (昭和五十二年建設省告示第
- 二年建設省告示第七百十七号) 第二条第一項の登録を受けていること。 建設コンサルタントの請負にあっては、建設コンサルタント登録規程 (昭和五十
- 補償コンサルタントの請負にあっては、補償コンサルタント登録規程 (昭和五十

10

9

8

- 九年建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項の登録を受けていること。 建築設計の請負にあっては、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三
- こと又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築 条第一項の登録を受けていること。 建築設備設計の請負にあっては、建築土法第二十三条第一項の登録を受けている

12

- を受けなければ営むことができない業に係る請負にあっては、当該許可、認可、 録等を受けていること。 第六号から前号までに掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、 登
- 勤の技術職員を五名以上雇用していること。 有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常 森林整備業務の請負にあっては、次の①から④までのうち、いずれかの資格等を

14

13

設備設計事務所登録を受けていること。

又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した 林業技士養成事業実施要領(昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達)

次官通達)により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐 林業後継者育成対策等事業実施要領(昭和五十八年四月四日付け農林水産事務 青年林業士(育成部門又は素材生産部門に限る。

阜県知事が認定した者

(3)林業担い手育成確保対策事業の実施について(平成十年四月八日付け林野庁長官 林業担い手育成強化対策実施要領 (平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達)、 林業労働力対策実施要領 (昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達)、 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

け林野庁長官通達)により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定 通達) 又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領 (平成十七年三月三十日付

(4)簿に登録された者 (平成八年農林水産省令第二十五号) に基づき農林水産省が備える研修修了者名 フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令

四 有効期間等

有効期間

資格の有効期間は、名簿に登載されている期間です。

かの要件を欠いたときになされます。 していると認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいずれ 名簿への登載は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満た

については令和八年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。 **備設計の請負に係る名簿並びに製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿** なお、森林整備業務の請負に係る名簿については令和七年三月三十一日をもって、 地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設

改めて名簿に登載されなければなりません。 有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

五

級区分(建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準 に従って定められるものをいう。) は、次のとおりです。 二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等

1

	千五百万円未満	千五百万円以上四千万円未満	四千万円以上
--	---------	---------------	--------

四千万円以上				А
千五百万円以上四千万円未満	四千万円未満			В
千五百万円未満				С
2 塞築一式工事				
予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以	千五百万円以上五千万円未満			В
二千五百万円未満	満			С

電気工事及び管工事

3

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満	千万円未満			В
六百万円未満				С

資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページア

ドレスは、次のとおりです。

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市薮田南二丁目一番一号

計及び建築設備設計の請負

建設工事、測量、地質調査、

建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設

岐阜県県土整備部技術検査課建設業係

〇五八 二七二 八五〇四

電話番号

ホームページアドレス https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html

森林整備業務の請負

2

₹五〇〇 八五七〇 岐阜市籔田南二丁目一番一号